平成３０年（フ）第２３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後616番地２
小砂子12号室
債務者　田口喜久恵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第４号
岡山県新見市高尾721番地　松田アパート２号
債務者　池田　立志
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成３０年（フ）第５号
岡山県新見市高尾684番地２、旧住所岡山県倉敷市老松町３丁目13番12号プレアール老松Ⅱ402号
債務者　峠田　汐里
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成３０年（フ）第２０９号
広島市安佐北区三入南２丁目20番25―204号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２号
広島県三原市西野２丁目９番21号　グレイコート西野203号
債務者　的野　明弘
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第５０号
広島県三原市本町２丁目７番35号
債務者　久松　里美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第１６号
広島県三次市上田町1291番地８
債務者　末政　光裕
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第１７号
広島県三次市上田町1291番地８
債務者　末政　直徒
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第５０号
愛媛県西条市氷見乙2070番地１　グランシャリオＫ　Ｂ棟103号
債務者　上田　哲久
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市吉野町5087番地１　アイリス光201号
債務者　中島　　学
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第１５３号
千葉県旭市新町333番地、開始決定時の住所千葉県旭市後草2024番地13
破産者　越川　哲哉
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２８号
千葉県旭市ハの1846番地６
破産者　草野　油功
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２４号
新潟県長岡市左近１丁目14番地　アルカディア104号室
破産者　笹川　智則
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
滋賀県甲賀市水口町八光３番39―205号、前住所滋賀県草津市野村１丁目19番11―303号北川マイルーム88
破産者　山口　絢子
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３０２号
札幌市西区山の手２条１丁目４番22―203号
破産者　本田有希子（旧姓富田）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２３号
北海道北広島市大曲幸町３丁目５番地１、開始決定時の住所札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番12号
破産者　鈴木　優子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６３号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番30号コーリン月寒東102号
破産者　清水野俊介
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６７号
札幌市東区北14条東14丁目１番３号
破産者　五十嵐浩一
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部